

第1. 設問1について.

1. まず、BがAに対して提起した債務不存在確認の訴えは、BのAに対する不法行為(民法709条)に基づく損害賠償債務の自認額を超えた部分の不存在を確認するものである。このような債務の自認額の主張がある場合、自認額については訴えの申し立て外であり、処分権主義(民事訴訟法246条、以下民法とす)に基づき、訴えの物とならない。よって本件BのAに対する訴えの物は、BのAに対する~~損害賠償債務~~の150万円を超えた部分となる。

2. 課題(1)について.

課題(1)においては、①訴えの適法性と②共同被告とすることの判断が問われている。以下合計で論ずる。

(1) ①訴えの適法性について.

(2) 本件ではBの訴えが乙地裁に係属中に、AのBに対する訴えを提起しようとしている。そこで後者が民法142条が禁ずる二重~~提起~~提起訴えにあたり、不適法とて却下されないか。

(イ) この点、民法142条が二重提起を禁ずる趣旨は、判決の~~矛盾~~矛盾防止、相手方の負担の軽減、訴訟経済の効率化にある。

とすれば、二重提起に該当するかどうかは、(a)当事者の同一性及び(b)訴えの物の同一性によつて判断すべき

と考へる。

(1) 本件ではBの訴えと後訴はいずれもABを被告、被侵害とするものであり、(a)当事者が同一といえる。また、Bの訴えの物は、損害賠償債務のうち150万円を超えた部分であり、後訴は^(同一の)損害賠償請求の訴えの物であるから、判決の矛盾の恐れがあり、(b)訴えの物の同一性も認めらる。

よって、後訴は二重提起訴えにあたり不適法と考へる。(エ) もとも、両訴えは不法行為地である乙地裁に提起されており、いずれも管轄が認めらる(民法38条の3第8号)。さて、二重提起禁止の趣旨は、矛盾判決~~防止~~防止等にあるところ、両訴えを併合審理すれば(民法136条)、不都合を回避できる。

よって、乙地裁~~が~~地裁は両訴えを併合審理し、~~適法に訴えを受理~~後訴を適法とすべきである。

(2) ②共同被告の判断について.

本件では、AはBとともにCも共同被告とすることを検討している。

この点、民法38条は、共同訴訟が認められる場合を定めており、「同一の事実上の原因」に基づくときは、その数人は共同訴訟人として、訴えられることができる。

本件では、Aの損害賠償請求権は、BとCの交通事故により発生したものであり、「同一の事実上の原因」

に於て生じたものとする。

よって、AはBとともにCを共同被告とするべきと主張される。

3. 課題②について、

(1) まずAは、Cに対する訴えを甲地裁に提起している。民訴法4条1項は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所に管轄を認めるといふ。そして、Cは甲市内に住所を有するから、Cを被告とする訴えについて、甲地裁に管轄が認められる。

また、AのCに対する訴えはBの訴えとは被告が異なることから、先述の(2)当事者の同一性を欠き、二重提起にはあたらない、よって、適法に提起し得る。

(2) もっともAのBに対する訴えは、甲地裁に管轄が認められない。しかし、民訴法35条6項は、訴えの主目的複数の場合に、民訴法38条前段に該当する場合には、一つの訴えについて管轄が認められれば、他の訴えについても適法に提起し得ることを定めている。

本件では、AのCに対する訴えについて管轄が認められ、

かつAがBに対する訴えは、AのCに対する訴えと同一の事実上の原因(民訴法38条前段)に基づくものがあるから、民訴法35条6項により管轄が認められる。

(3) AがBに対する訴え 以上より、AのB・Cに対する訴えを甲地裁に提起するとは許される。

第2. 設問2について、

1. Bの訴えの代理人L2のDに対する文書提出命令の申立ては、民訴法219条1項に於てあり得る。この場合、民訴法220条各号に該当するとは、文書の提出を拒否したことができない。(民訴法220条1項)。

2. かかるL2の申立てに対し、Dは、Aの診療記録への提出命令は、民訴法220条4号ハに該当し、提出義務は生じない旨、反論するべきと考えらる。

そこで、いかなる場合に「職務上知り得た事実を、黙秘すべきもの」となるかの問題となる。

この点、泛かに「職務上...」について、文書提出義務を免除する趣旨は、民訴法197条、12頁2号1に依り定められた職にある者は、類型別に個人のプライバシーに係る情報を扱うことが多く、無利益に情報を開示し、個人の権利を損うことがないようとする点にある。

とすれば、「職務上...」とは、情報が開示されることにより、得られる利益と、侵害される権利の性質・程度等を比較衡量し得べきと考えらる。

本件では、訴えの争点はAが既患症について本件損害として賠償請求を行っているか否かであり、Dに提出の診療記録が存在するのあれば、かかる争点の解明に大きく役立つ。

よって、Aの診療記録が提出されることとなり、Aの健康状態に關する情報が開示されることになり、

Aの権利が侵害されることとなる。

そこで、Aは自らの主張に賛同し、論拠を提出している。

~~Aの権利が侵害される情報は一定程度~~ Aの権利は

一定程度、放棄されているといえる。

このように状況において、Dに対しAの論拠に賛同の提出を

命じたとしても、Aの権利の侵害は生じず、許されるものとい

えたい。

よって、本件においてはDに対しAの論拠に賛同を求め、

権利を放棄するべきである。すなわち、「到底いへない」とい

ふたらない。

3. 次に、L2のDに対する文書提出命令の申し立ては認め

らる。

第3. 設問3について、

1. 主張(P)について、

本件では、BはAのCに対する行為について、第一審において、

補助参加を認めていない。このようにBが控訴と同時に補助参加

可否とは許さるべきだろうか。

この点、民訴法43条2項は、補助参加の申し立ては補助

参加人として可否とすることができる行為とともに可否とすべき旨

を定めている。そして民訴法45条1項は補助参加人に「56条の

提起」を認めている。

本件ではBは、民訴法45条1項に認めらるべき控訴と同時に

補助参加を認めている。よって、民訴法43条2項により、

過正に補助参加可否と判断すべき。

2. 主張(P)について、

本件ではCはAのCに対する行為について、補助参加可否と判断

すべき旨を主張している。その場合、補助参加

可否と判断すべき問題となる。

の行為

この点、民訴法45条2項は補助参加人は被参加人の

行為と抵触する場合は、参加を有しない旨を規定している。

これは、56条の事実上の当事者である被参加人の意見を尊重する

趣旨で定められていると考えられる。

よって、補助参加者参加人の行為が、被参加人の

意見に反する場合は、補助参加は認められないと考えられる。

本件では、AはCに対して控訴する意見を有していない。

よって、Bの控訴とともに補助参加は、Aの意見に反し、

認められない。

以上。